

令和6年箕輪町告示第69号

箕輪町週休2日工事实施要領を次のように定め、令和6年4月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

令和6年4月1日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2条 週休2日工事の種類は、発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事（以下、「発注者指定型週休2日工事」という。）とする。

(対象工事)

第3条 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、入札公告等を行う全ての工事のうち、発注者指定型週休2日工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外を基本とする。

- (1) 建築工事、建築工事に付帯する電気通信工事及び設備工事、その他機器類設置工事
- (2) 災害復旧等の緊急を要する工事
- (3) 現場施工期間（直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間）が1週間未満の工事

(用語の定義)

第3条 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日（片付けを含む現場作業が完了する日とする。）までの期間から控除期間（工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間）を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日（現場休息日を含む。現場休息日とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。）とすることをいう。ただし、通行規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回りは、現場作業に該当しないものとする。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。ただし、通行規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回りは、現場作業に該当しないものとする。

6 週休2日の達成とは、次条に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

(受注者の取組)

第4条 受注者は、契約した工期の中で週休2日工事を実施するものとし、週休2日の確保を事由とした工期の変更は認めない。

2 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、現場閉所を実施する。

3 受注者は、「現場閉所（計画・実績）書」（別記様式）により、当月の現場閉所計画については前月20日までに、当月の現場閉所実績については翌月の5日までに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所実績は工事完成日に提出するものとする。なお、監督員から別途指示がある場合は、速やかに提出するものとする。

4 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。

(発注者の取組)

第5条 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。

2 発注者は、各課で定めた取扱いに基づき、当初の予定価格において、直接工事費及び間接工事費を補正した額を計上する。

3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、現場説明書に記載する。

4 監督員は、「現場閉所（計画・実績）書」（別記様式）により現場閉所日を確認する。

5 監督員は、受注者から前条第4項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。

6 発注者は、前条の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、あらかじめ定めた取扱いに基づき、直接工事費及び間接工事費を補正する。

7 しゅん工検査員等は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。

8 発注者は、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、箕輪町指名業者選定委員会に報告するものとする。

9 しゅん工検査員は、前項に基づく報告により、受注者が箕輪町指名業者選定委員会等から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点を行う。

